

相談体制

相談は、面談だけでなく、手紙・電話・電子メール等でも受け付けます

相談者の名誉やプライバシーを尊重し秘密は厳守しますので、安心して相談してください!

相談員は、相談者が、相談をした行為がハラスメントにあたるかどうかの理解を助けるとともに、今後取るべき方法について必要な相談に応じます。また、必要な場合はカウンセリングなどの手配もします。

なお、相談は、大学のなんでも相談室及び保健室、附属高校・附属中学校の保健室でも受け付けます。

調整、調停、調査処分等の申立て

相談者(申立人)は、ハラスメントの被害について、調整、調停及び調査処分等のいずれかの申立てをするか決めてください。相談員は、必要なあらゆる援助を行います。

申立て手続の詳細は、大学及び附属高校・附属中学校のホームページにて公表

不利益になることはありません!

ハラスメントに関する相談、調整、調停、調査処分等の申立て及び調査への協力その他のハラスメントの防止に関して正当な対応をした者に対して、いかなる不利益取扱いをもしません。

相談員窓口一覧

所属に関わらず、いずれの相談員にも相談できます。

	氏名	所属	メールアドレス	電話番号
1	山田美幸	商学部	sodan02@kumagaku.ac.jp	096-364-8208
2	吉永心一	商学部	sodan01@kumagaku.ac.jp	096-364-8964
3	林幸代	経済学部	sodan03@kumagaku.ac.jp	096-364-7416
4	山口裕之	経済学部	sodan04@kumagaku.ac.jp	096-364-7097
5	塩入すみ	外国語学部	sodan05@kumagaku.ac.jp	096-364-8735
6	野田耕司	外国語学部	sodan06@kumagaku.ac.jp	096-364-8276
7	伊東浩一	社会福祉学部	sodan07@kumagaku.ac.jp	096-364-9243
8	吉津晶子	社会福祉学部	sodan08@kumagaku.ac.jp	096-364-8167
9	成宮哲也	会計専門職大学院	sodan09@kumagaku.ac.jp	096-364-7128
10	内田雄毅	入試課	sodan10@kumagaku.ac.jp	096-362-4095
11	河上和博	教務課	sodan11@kumagaku.ac.jp	096-364-3770
12	廣松亜矢子	大学院事務局	sodan12@kumagaku.ac.jp	096-371-8036
13	新福拓也	学生課	sodan13@kumagaku.ac.jp	096-372-7279
14	野嶋美由紀	就職課	sodan14@kumagaku.ac.jp	096-366-4647
15	山田真大	情報教育課	sodan15@kumagaku.ac.jp	096-371-7434
16	中山由紀	学術文化課	sodan16@kumagaku.ac.jp	096-364-8728
17	英貴美子	図書情報課	sodan17@kumagaku.ac.jp	096-371-8047
18	坂本博之	附属高校	sodan18@kumagaku.ac.jp	096-371-2551
19	佐澤生子	附属高校	sodan19@kumagaku.ac.jp	096-371-2551
20	水野真澄	敬愛幼稚園	sodan20@kumagaku.ac.jp	096-371-5541

大学のその他の窓口 ●なんでも相談室/096-362-4876 ●保健室/096-364-5161(大学代表)

附属高校・附属中学校の窓口 ●保健室/096-371-2551(高校代表)

あなたの心の声を聞かせてください

一人で悩まないで

ハラスメントのないキャンパスへ



ハラスメントとは

ハラスメントは人権侵害です

修学、課外活動、教育・研究及び就労等の場面において行為者の意図に関わらず、相手方に不利益や損害を与え、若しくは個人の尊厳や人格を侵害する行為です。

ある行為がハラスメントにあたるかは、相手方のとらえ方によるものであって、行為者の価値観や感覚で判断されるものではありません。

ハラスメントの種類

ハラスメントの代表的なものとして、以下のものが挙げられます。

セクシュアル・ハラスメント

相手方の意に反する性的言動等によって、相手の人格を傷つけ、修学、課外活動、教育・研究及び就労などの環境を悪化させることをいいます。

1. 対価型

- 「論文の個別指導をしてあげるから」と、性的関係を要求された

2. 環境型

- あいさつ代わりに、いつも肩や背中を触られる
- 業務用パソコンのデスクトップに卑猥な画像が貼り付けられていた

3. ジェンダー型

- 女性だからといって、ゼミや研究会などでお茶くみや片付けなどを強要された
- 男性だからといって、部活のリーダーを強要された

アカデミック・ハラスメント

指導的立場にある者が、指導を受ける者に差別を行い、自由で主体的な学習活動や研究活動を阻害し、その人格を侵害することをいいます。

学生や生徒に対し、必要な指導・助言を行わなかったり、勉学や研究を妨げたりすることはもちろん、成績を不当に評価したり、不適切な言動を発したりすることもあてはまります。

例えば…

- 「放任主義」と言って、必要な指導をしてもらえなかった
- 論文指導の際、質問に答えられないと「大学やめろ」と言われた
- 秘密として相談したことを自分と分かるような形で人前で話された

パワー・ハラスメント

就労の場において管理業務上優越的立場にある者が、その権限を不当に行使し、就労上の環境を悪化させることにより、業務上従属的立場にある者に対して、不当な取扱いを行い、不利益や損害を与え、又は個人の尊厳や人格を侵害することをいいます。

例えば…

- 理由もなく、挨拶をしなかったり、質問に答えてもらえなかったりして、存在を無視された
- 転職のための相談をしたところ、強く拒否され、それ以降厳しくあたられるようになった
- 職務上のミスで、人前で罵倒・叱責された

妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント

妊娠・出産したこと、育児のための制度を利用したこと等を理由として、事業主が行う解雇、減給、降格、不利益な配置転換、契約を更新しない(契約社員の場合)といった行為「不利益取扱い」を行ったり、妊娠・出産したこと、育児のための制度を利用したこと等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動を行うことをいいます。

例えば…

- 上司に産休・育休は認めないと言われた
- 育児短時間勤務をしていたら、同僚から「あなたが早く帰るせいで、周りは迷惑している」と何度も言われ、精神的苦痛を受けた
- 男性・女性を問わず労働者の育児休業取得に対して、嫌味を言われた

その他の人権侵害

その他の人権侵害とは、人種、国籍、信条、宗教、性自認、性指向、門地、出身地、年齢、疾病、しょうがいの有無や身体的特徴の属性等に基づく差別的な言動および差別的取扱い等、相手の人格権その他の人権を侵害する発言や行為をいいます。

例えば…

- 講義や演習の際、LGBTQIの存在を否定したり侮辱するような発言を繰り返された
- 大学主催の講演会やセミナー等への参加を希望したが、しょうがいがあることを理由に断られた
- 一緒に撮影した写真や個人情報を無断でSNSに公開された

ハラスメントを受けたら。。。

具体的な記録を残しましょう

「いつ・どこで・誰から・どのようなことをされたのか」等、可能なかぎり記録を残しましょう。問題解決に役立ちます。

ハラスメントを受けたら、勇気を出して対応しましょう!

ハラスメントを受けたら、相手に対して言葉と態度ではっきりと「自分は望んでいない」こと、「不快である」ことを伝えてください。自分一人では言いにくいときは周囲の人に助けをもらうことも必要です。

また、あなたが悪いわけではないので、もし相手に「ノー」と言えなくても自分を責める必要はありません。

ハラスメントを受けたときは、一人で悩まずに“相談窓口”へ!

ハラスメントを受けたときは、一人で悩まずに、すぐに相談員に相談してください。

どの相談員でも結構ですので、話しやすい相談員に相談してください。一人で相談に行きにくいときは、親しい友人や保護者などに一緒に行ってもらいましょう。

ハラスメントを目撃したときは、力を貸してあげてください

自分の周囲の人がハラスメントにあつたら、相談窓口を紹介したり、相談員のところに同行してあげたりしましょう。

